

閲覧及び縦覧資料（案）について

公聴会開催のための閲覧及び都市計画法第 17 条第 1 項の規定に基づき実施する縦覧に係る都市計画案について、審議するもの。

1 縦覧とは

決定しようとする都市計画の内容や理由を、自由に見られるようにすること。

縦覧期間中には、関係市町の住民及び利害関係人は意見書を提出することができる。

〔予定している閲覧・縦覧〕

①都市計画法第 16 条第 1 項及び芦屋町都市計画公聴会規則第 3 条第 1 項に基づく公聴会開催のための閲覧

②都市計画法第 17 条第 1 項に基づく縦覧

【参考】

都市計画法

（公聴会の開催等）

第 16 条 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（都市計画の案の縦覧等）

第 17 条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

芦屋町都市計画公聴会規則

（開催の手続）

第 3 条 町長は、公聴会開催の日の 21 日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

（1）開催の日時及び場所

（2）作成しようとする都市計画の種類

（3）作成しようとする都市計画の案の概要（以下「案の概要」という。）

（4）次条の規定による申出の方法及び期限

2 前項の公告は、芦屋町公告式条例（平成 19 年条例第 5 号）に基づき行うものとする。

（公述の申出）

第 4 条 芦屋町の住民で公聴会に出席し、意見を述べようとする者は、前条第 1 項の公告の日から 2 週間を経過する日までに、当該都市計画案に係る意見の要旨及びその理由並びに氏名及び住所を記載した書面により、町長に申し出なければならない。

遠賀広域都市計画道路の変更(芦屋町決定)(案)

都市計画道路中 3・4・47-3 号幸町西浜線を廃止する。

理 由

別添理由書のとおり

遠賀広域都市計画道路の変更（芦屋町決定）（案）

都市計画道路 3・4・47－3号幸町西浜線を廃止する。

理由

・幸町西浜線は昭和49年に都市計画決定された遠賀郡芦屋町幸町10街区（現遠賀郡芦屋町幸町10番）を起点とし、遠賀郡芦屋町西浜町14街区（現遠賀郡芦屋町西浜町14番）を終点とする延長約470mの補助幹線道路である。

・本路線は当初、住民福祉に寄与するため、急速な都市化に合わせ芦屋町と北九州方面とを結び交通の円滑化を図ろうとするものであった。

・しかし、人口減少や高齢化の更なる進行、市街地拡大の収束など、交通を取り巻く情勢が変化する中、時代に応じた都市計画道路のあり方について検証を行う必要があるため、福岡県と芦屋町は「福岡県都市計画道路検証方針」に基づき都市計画道路の検証を実施し、見直し候補路線の抽出を行った。

・また、芦屋町は、平成30年に策定した芦屋町都市計画マスタープランにおいて、長期未整備な都市計画道路については、今後の社会情勢や交通量の予測を踏まえ必要に応じて路線の見直しを行うとしている。

・幸町西浜線については、人口減少等の社会情勢の変化や周辺道路の整備により、従来想定していた交通需要は見込まれず、周辺道路網により路線の交通機能は代替できると考えられるものから廃止とするものである。

遠賀広域都市計画道路の変更(芦屋町決定) 総括図(案)



凡例

3・4・47-3号 幸町西浜線

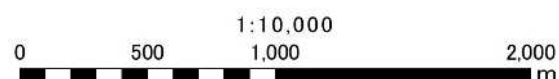
廃止区間

区分

- 都市計画区域(行政界)
- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業専用地域
- 地区計画
- 都市計画公園
- 農業振興地域
- 農用地区域
- 臨港地区
- 準防火地域

容積率	建築物の高さの制限(m)
建ぺい率	外壁の接面距離の制限(m)
	建築物の敷地面積の制限(m ²)

200
50 無指定地域



遠賀広域都市計画道路の変更(福岡県決定)(案)

都市計画道路中 3・5・47-1 号直方芦屋線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
	3・5・47-1 号	直方芦屋線	遠賀郡芦屋町 祇園町 5 番	遠賀郡芦屋町 正門町 7 番	遠賀郡芦屋町 高浜町 13 番	約 1,410m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と 平面交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

遠賀広域都市計画道路の変更（福岡県決定）（案）

理由

・直方芦屋線は昭和49年に都市計画決定された遠賀郡芦屋町祇園町5番を起点とし、遠賀郡芦屋町正門町7番を終点とする延長約1,440mの補助幹線道路である。

・本路線は当初、住民福祉に寄与するため、急速な都市化に合わせ芦屋町と北九州方面とを結び交通の円滑化を図ろうとするものであった。

・現在においても、平成30年に策定した芦屋町都市計画マスタープランの中で、芦屋町と周辺市町、各拠点をつなぐ都市生活軸と位置付けられた重要な路線である。

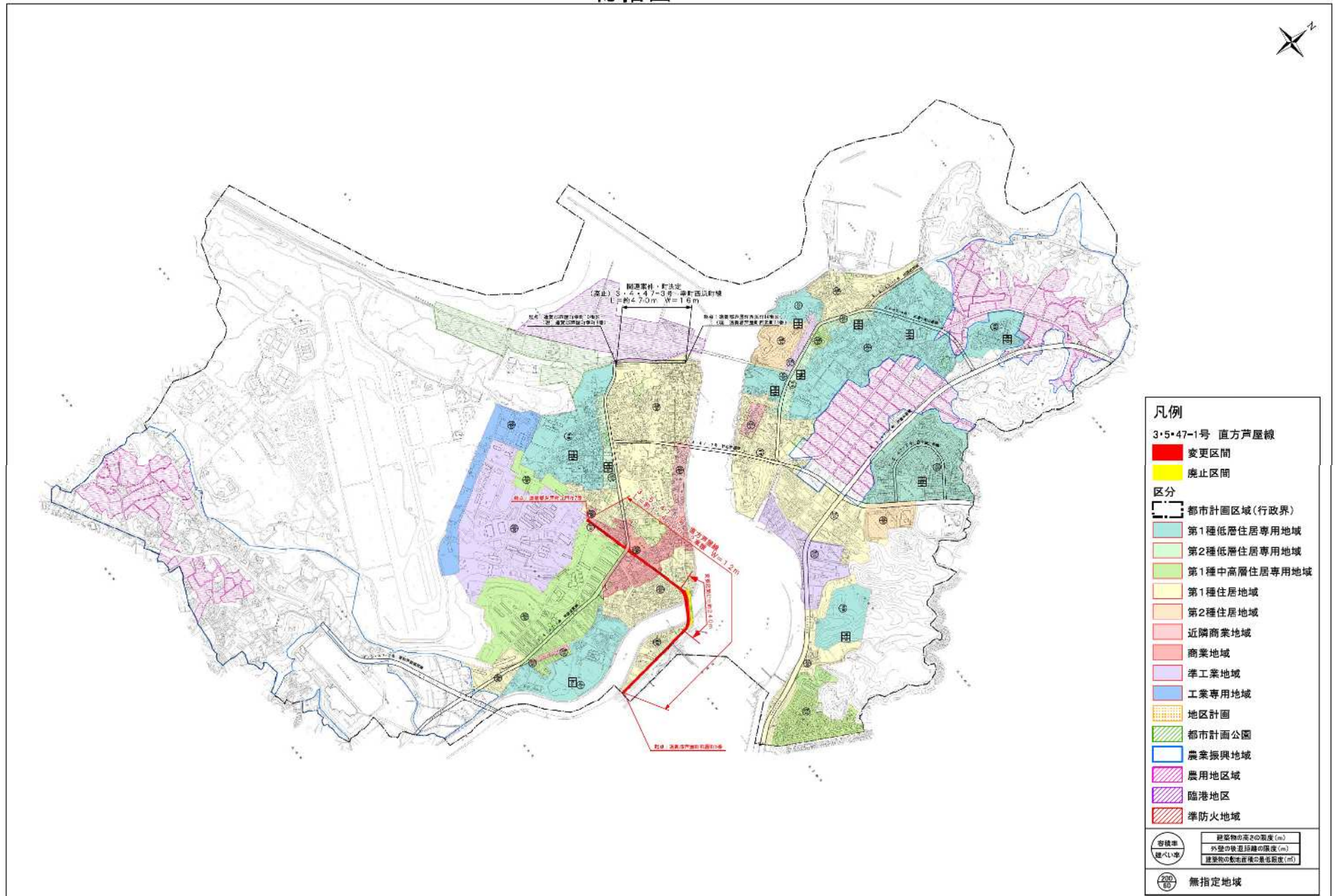
・一方、本路線のうち一級河川西川にかかる西祇園橋は、老朽化のため架け替えを計画している。

・その際、現橋梁を迂回路として使用し、現橋梁上流側へ新橋梁を架設することとなったため、本路線の線形及び幅員の変更を行うものである。

・併せて、平成10年都市計画法の改正に伴い、車線数の明示を行うとともに、都市計画道路の位置（起点、終点、主な経由地）について住居表示による名称変更を行う。

・

遠賀広域都市計画道路の変更(福岡県決定) 総括図(案)



1:10,000

0 500 1,000 2,000 m

遠賀広域都市計画道路の変更(福岡県決定) 計画図(案)

